

【大石田町】 災害廃棄物処理計画

令和3年3月（令和4年2月改訂）

目 次

第1章 計画の目的	1
第2章 基本的な事項	2
1. 計画の位置付け	2
2. 対象とする災害及び災害廃棄物	3
3. 災害廃棄物発生量の推計	5
4. 一般廃棄物処理施設等の状況	5
5. 災害廃棄物処理の基本方針	6
第3章 組織体制	7
1. 災害対策本部の組織及び編成	7
2. 情報収集及び連絡体制	12
3. 関係機関との連携	12
第4章 災害廃棄物処理	13
1. 発生量・処理可能量	13
2. 処理スケジュール	14
3. 処理フロー	15
4. 収集運搬計画	16
5. 仮置場の設置等	17
6. 処理方法	19
7. 最終処分	20
8. 広域処理	22
9. 種類別災害廃棄物の処理の考え方	23
10. 住民等への広報等	25
11. 思い出の品への対応	26
第5章 その他	27
1. 環境対策	27
2. 損壊家屋の解体・撤去	28
3. 県への事務委託	28
4. 人材の育成・確保	28

第 1 章 計画の目的

本計画は、東日本大震災や阪神・淡路大震災を始めとする地震災害や羽越豪雨及び令和 2 年 7 月豪雨等での水害によって発生した廃棄物の処理の経験を教訓に、大石田町地域防災計画に基づき、ごみ、し尿、がれき等の災害によって発生する廃棄物(以下、「災害廃棄物」という。)の処理に係る予防措置、緊急時の対応及び復旧時の対応について具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えることを目的とする。

第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「山形県災害廃棄物処理計画」を参考とし、大石田町地域防災計画と整合を図りながら、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

大石田町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

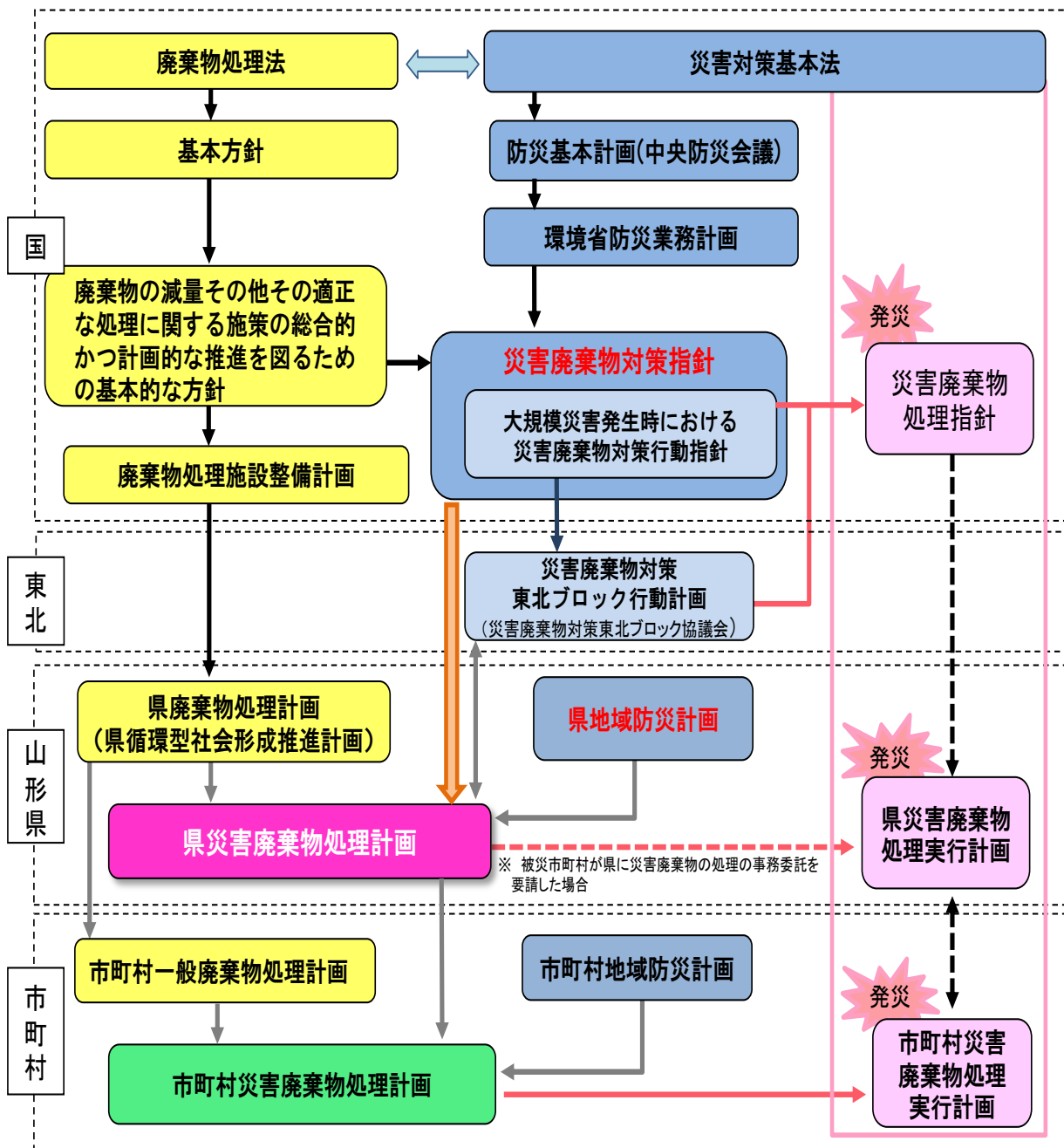


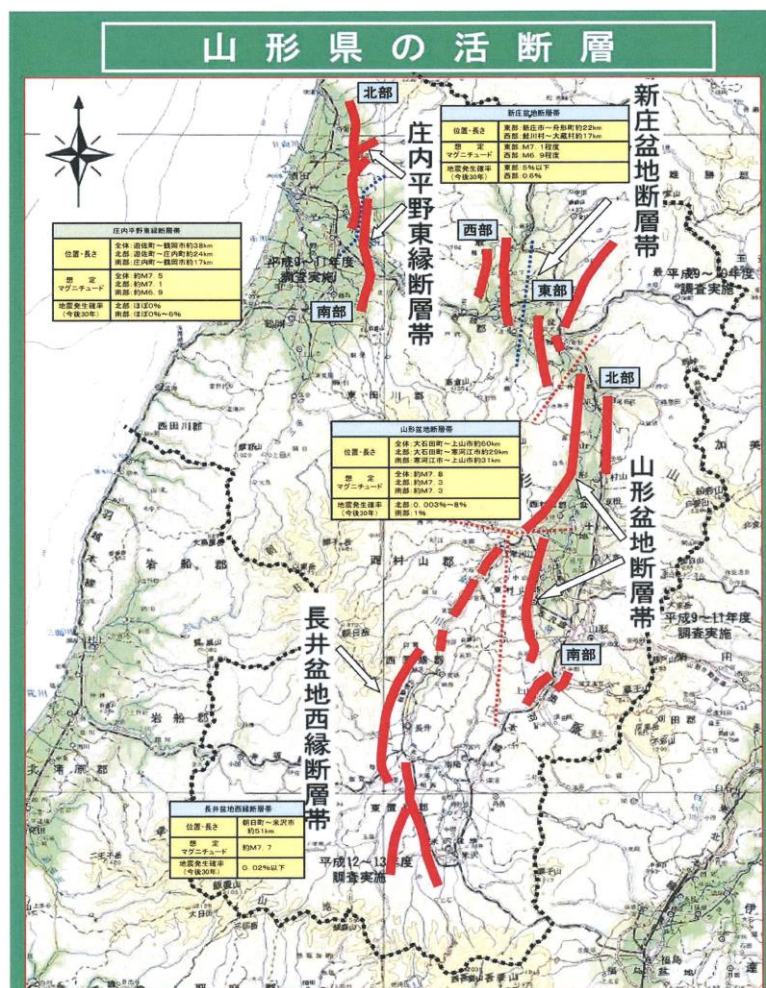
図 2-1-1 本計画の位置づけ

2. 対象とする災害及び災害廃棄物

山形県が策定した「山形県災害廃棄物処理計画」（以下、「県計画」という。）に示された災害を対象とする。

表 2-2-1 山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	被害想定調査又は被害状況の出典
地震	庄内平野東縁断層地震	マグニチュード 7.5	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊10,781棟、半壊23,618棟)
	新庄盆地断層帯地震	マグニチュード 7.0	地震対策基礎調査：平成10年調査 (冬季、全壊1,295棟、半壊5,342棟)
	山形盆地断層帯地震	マグニチュード 7.8	山形盆地断層帯被害想定調査：平成14年調査 (冬季、全壊34,792棟、半壊54,397棟)
	長井盆地西縁断層帯地震	マグニチュード 7.7	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊22,475棟、半壊50,926棟)
風水害	羽越豪雨 (既往災害)	総雨量539mm (小国観測所)	山形県地域防災計画：平成29年11月修正 (発災日：昭和42年8月28～29日、 被害概要：全壊・流失192棟、床上浸水4,130棟)



出典：「山形県地域防災計画」
(平成28年11月山形県防災会議)

図 2-2-1 想定地震における想定地震の震源域

災害廃棄物は、自然災害により生じた生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物及び生活ごみや避難所ごみ等である。

表 2-2-2 災害時に発生する廃棄物

種類	内容	
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等	
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ	住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）	

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。

※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

3. 災害廃棄物発生量の推計

県計画では、災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースについて、想定地震別に整理されている。大石田町での発生量は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 地震災害における各市町の災害廃棄物発生量 (t)

地震	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地西縁 断層帯地震
大石田町	2,216	20,011	85,965	5,048

4. 一般廃棄物処理施設等の状況

大石田町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設及び応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力及び処理対象区分等の概要を下表に示す。収集運搬車両についても、併せて示す。

表 2-4-1 大石田町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	所在地、連絡先
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設	焼却施設処理可能量 30 t / d	尾花沢市大字毒沢 0237-25-2737

表 2-4-2 大石田町の産業廃棄物処理施設

事業者名	処理対象区分	処理能力	所在地、連絡先
有限会社遠藤商事	がれき類	200t/d	大石田町大字次年子 0237-35-3174
有限会社 北郡リサイクルセンター	がれき類 木柱	320t/d-8H	大石田町大字鷹巣 0237-25-2128

表 2-4-3 大石田町の収集運搬車両

車両名称	車両概要	住所、連絡先
軽トラック (SUZUKI CARRY)	積載量 350 kg	大石田町緑町 1 0237-35-2111
ダンプ (ISUZU ELF250)	積載量 2,000 kg	大石田町緑町 1 0237-35-2111

5. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は大石田町が基本であり、以下の方針に基づき実施する。

① 可能な限り分別し、再資源化を行う。

災害廃棄物についても可能な限り分別を行い、資源として再生利用し、埋立処分の削減をはかる。

② 既存施設による処理を原則とし、困難な場合は協定や支援による広域処理を行う。

既存のごみ（し尿）処理施設で処理することを原則とする。既存のごみ（し尿）処理施設が被災により停止する等、処理が困難な場合は、民間施設の活用、広域処理又は県等に応援を要請する。

③ 危険物等を適正に処理する。

災害廃棄物のうち危険物、薬品類、PCB 廃棄物、石綿（アスベスト）等は、他の廃棄物と区別し、飛散防止措置等を講じて保管し、専門処理業者により適正に処理する。

④ 処理期間の目標

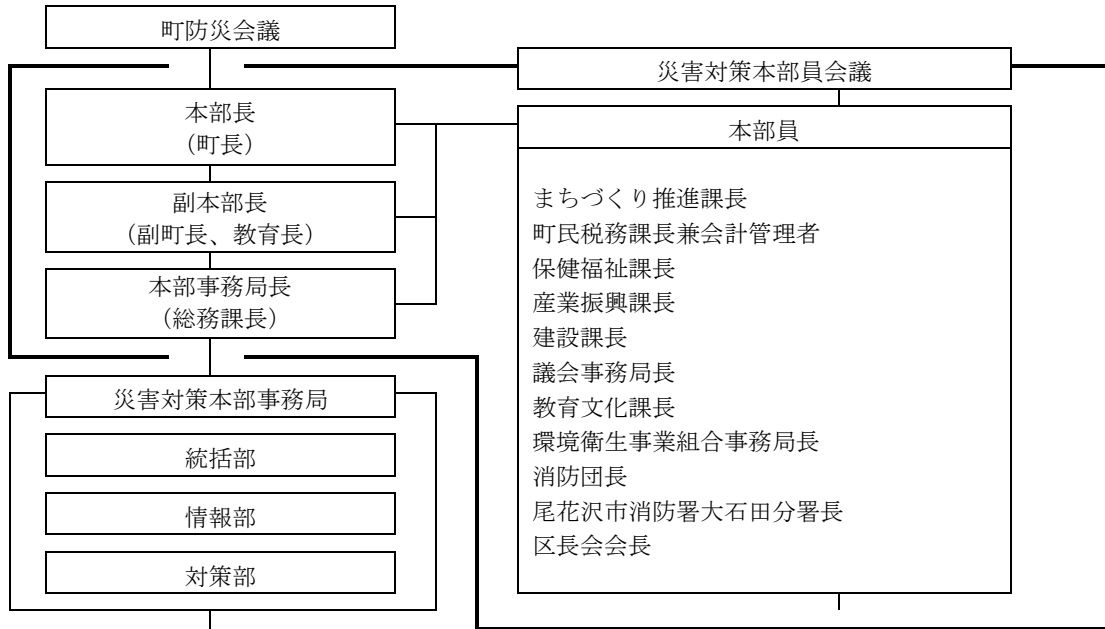
処理期間として、大規模な災害の場合は、発災から最長でも3年以内とし、風水害の場合は6か月以内に処理を終えることを目標とする。

第3章 組織体制

1. 災害対策本部の組織及び編成

大石田町災害対策本部組織及び編成は、次のとおりとする。

ア 本部の構成



各課等	グループ	班
総務課 議会事務局	総務グループ 財政グループ 議会グループ	総務班 財政班 輸送班
まちづくり推進課	政策推進グループ 生活安全グループ	生活安全班
町民税務部課 出納室	住民グループ 税務グループ 出納グループ	住民班 税務班
保健福祉課	福祉グループ 保健医療グループ	福祉班 保健医療班
産業振興課 農業委員会事務局	農林グループ 商工観光グループ	農林班 商工観光班
建設課	建設グループ 管理グループ	建設班 管理班
教育文化課	学校教育グループ 生涯学習グループ 学校給食センター	学校教育班 生涯学習班 給食班
環境衛生事業組合 水道課、下水道課		上下水道班
消防団	消防団	消防班

イ 各課及び班の事務分掌

課	班	事務分掌
総務課 議会事務局	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2. 災害時における職員の動員計画に関する事。 3. 災害時における職員の非常招集に関する事。 4. 災害関係文書の受理発送に関する事。 5. 町議会との連絡調整に関する事。 6. 避難勧告、避難指示等に関する事。 7. 自衛隊、警察官、県職員並びに他市町村職員の災害派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 8. 災害対策本部の電話交換に関する事。 9. 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。 10. 災害関係者の視察等に関する事。 11. 災害救助法の適用に関する事。 12. 災害情報のとりまとめ及び関係機関等への報告に関する事。 13. 災害写真の撮影及び収集、記録に関する事。 14. 住民に対する災害広報に関する事。 15. 通信の確保に関する事。 16. 報道機関との連絡に関する事。 17. 災害対策本部の開設並びに閉鎖に関する事。 18. 防災会議に関する事。 19. 避難計画に関する事。 20. 被害状況の収集及び報告に関する事。 21. 関係機関との連絡調整に関する事。 22. 各部間の連絡調整に関する事。 23. 気象情報及び災害情報の集約に関する事。 24. 本部事務局となり、本部員会議に関する事。 25. 水防情報、河川水位、降雨量等の情報収集及び通報に関する事。 26. その他、他の部局に属しない事項。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の予算経理に関する事。 2. 庁舎機能の保全に関する事。 3. 災害応急復旧に要する資金の調達に関する事。 4. 町有財産の被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 義援金の出納に関する事。 6. 仮設住宅用地の確保に関する事。 7. 関係機関に対する要望、陳情等に関する事。 8. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町有自動車の配車に関する事。 2. 災害対策用自動車の配車、運行計画の樹立に関する事。 3. 災害対策用車両の借上に関する事。 4. 災害対策用人員物資の輸送に関する事。 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
まちづくり 推進課	生活安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団の動員に関する事。 2. 消防及び水防資機材の確保に関する事。 3. 災害に伴う、治安維持への協力に関する事。 4. 被災地の清掃に関する事。 5. ごみ、し尿の収集並びに処理に関する事。 6. 仮設トイレの設置に関する事。 7. し尿処理業者との連絡調整に関する事。 8. へい獣の処理に関する事。 9. 水防全般の調査及び対策に関する事。 10. その他課長の命ずる応急対策に関する事。

課	班	事務分掌
町民税務課 出納室	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設に関する事。 2. 災害時の被災者相談に関する事。 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町税の減免措置及び納期延長に関する事。 2. 家屋被害の調査に関する事。 3. 被災者の調査及び被害状況調査の取りまとめに関する事。 4. り災者台帳の作成に関する事。 5. り災・被災証明書の発行に関する事。 6. 避難所の開設に関する事。 7. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
保健福祉課	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2. 災害対策用物資の調達確保に関する事。 3. 災害による行路死病人及び身元不明死体の処理に関する事。 4. ボランティアの受入及び活動に関する事。 5. 日赤県支部との連絡調整に関する事。 6. 義援金品の授受及び配分に関する事。 7. 災害時要配慮者の支援に関する事。 8. 児童関係施設の災害対策に関する事。 9. 保育施設の被害調査に関する事。 10. 保育施設の避難所設置に関する事。 11. 保育園児の保護に関する事。 12. その他福祉全般に関する事。 13. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産に関する事。 2. 医師及び助産師の協力要請に関する事。 3. 被災者の保健指導に関する事。 4. 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5. 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 6. 医療品、その他、衛生資材の確保配分に関する事。 7. 感染症、その他疾病の予防対策に関する事。 8. 応急救護所の開設に関する事。 9. 医療班の編成、派遣に関する事。 10. 遺体の捜索、収容並びに火葬、埋葬に関する事。 11. その他、医療全般に関する事。 12. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
産業振興課 農業委員会 事務局	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業施設の被害調査に関する事。 2. 災害時における応急食料の調達及び応急措置に関する事。 3. 災害時における種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 4. 家畜の飼料の調達確保並びに家畜防疫に関する事。 5. 災害時における農業技術の指導及び対策に関する事。 6. 農地、林地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 林野火災の応急対策に関する事。 8. 林道の応急対策に関する事。 9. 災害時における燃料調達に関する事。 10. 災害時における病害虫の発生、予防及び防除に関する事。 11. 応急対策資材の調達、輸送に関する事。 12. 災害に関連する金融措置に関する事。 13. り災農家に対する各種農業災害資金の融資あっせんに関する事。 14. その他課長の命ずる応急対策に関する事。 15. 集落排水施設の被害調査及び復旧作業に関する事。 16. 災害に伴う集落排水使用料金の減免に関する事。 17. その他課長の命ずる応急対策に関する事。

課	班	事務分掌
産業振興課 農業委員会 事務局	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害商工業者の経営相談に関する事。 2. 生活必需品の流通及び物価の安定対策に関する事。 3. 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 応急対策に要する労働力の確保に関する事。 5. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
建設課	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2. 地すべり並びに雪崩防止施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3. 災害応急復旧対策のため建設業者との連絡調整に関する事。 4. 災害応急復旧資材の確保に関する事。 5. 応急仮設住宅の建設に関する事。 6. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川等の障害物の除去に関する事。 2. 雪害応急対策に関する事。 3. 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 公園、緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 災害住宅復旧資金の融資に関する事。 6. 災害応急復旧資材の確保に関する事。 7. 災害救助用仮設住宅への入居者選定に関する事。 8. 簡易水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 9. 災害に伴う簡易水道料金の減免に関する事。 10. 交通不能箇所が発生した場合の通行路線の決定、交通う回路線の標示並びに周知に関する事。 11. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
教育文化課	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の児童、生徒の避難等安全に関する事。 2. 文教応急対策に関する事。 3. 県教育委員会との連絡調整に関する事。 4. 教育施設の避難所、あっせん貸与に関する事。 5. 学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6. 教職員の災害対策のための確保、動員計画に関する事。 7. 児童・生徒の保健衛生に関する事。 8. 教材、学用品の調達及び支給に関する事。 9. 通学路の安全確保に関する事。 10. 教育関係義援金及び物品の配分に関する事。 11. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事。 2. 公民館に避難所を設ける場合の協力に関する事。 3. 社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 文化財の保護と被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 避難所の開設に関する事。 6. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における学校給食に関する事。 2. 被災者に対する炊き出しに関する事。 3. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
環境衛生事業組合 水道課 下水道課	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 2. 災害地に対する飲料水の供給及び周知に関する事。 3. 水源地及び配水管等の維持管理に関する事。 4. 応急給水所等の設置及び広報に関する事。 5. 災害復旧資材の確保に関する事。 6. 災害に伴う料金の減免に関する事。 7. その他課長の命ずる応急対策に関する事。
消防団	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の警戒、防衛並びに負傷者の救助救出活動に関する事。 2. 危険区域住民の避難誘導に関する事。 3. その他団長の命ずる応急対策に関する事。

ウ 災害廃棄物処理の役割分担

表 3-1-2 災害廃棄物処理の役割と業務内容

役割	業務内容	担当
① 総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の安全確保及び安否確認 ○ 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 ○ 災害廃棄物等対策の総括、運営及び進行管理 	総務班 生活安全班
② 企画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、被災状況の把握 ○ 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し 	総務班 生活安全班
③ 総務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内（土木部署等）、国、県及び支援団体との連絡調整 ○ 他の市町村・支援団体等への応援要請、調整 ○ 人員確保、労務管理 ○ 仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等 	総務班 輸送班 生活安全班
④ 経理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金の調達・管理 ○ 施設整備、資機材調達等の契約 ○ 国庫補助の対応 	財政班 生活安全班
⑤ 住民窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） ○ 住民広報（解体撤去等） ○ 家屋解体の受付 ○ 問い合わせ対応 	総務班 生活安全班 税務班
⑥ ごみ・し尿対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ○ ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理 ○ し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 ○ 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認 	生活安全班
⑦ 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理 ○ 一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理 ○ 二次仮置場等（焼却・破砕等の中間処理）への収集運搬 	生活安全班
⑧ 解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ○ がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 ○ 各仮置場への収集運搬 	管理班
⑨ 処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設処理施設（二次仮置場含む）の設置、運営管理 ○ 再生利用、最終処分の実施 	生活安全班

出典：災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～（平成29年3月，高知県）

2. 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況及び施設の被災状況等を大石田町地域防災計画に基づき情報収集し、収集した情報は総務課総務班を通じ、まちづくり推進課生活安全班で集約し、一元管理を行う。災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動型防災無線等）を確保し、行うものとする。

表 3-2-1 被災時に収集すべき情報

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築 支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全 に向けた支援

3. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、大石田町が主体となり区域内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、県内全市町村が参加している「大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」など、定期的に内容を確認し、適宜見直しを行うものとする。

県では、表 3-3-1 のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用する。

表 3-3-1 山形県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

団体名	協定名
山形県環境整備事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬協定書
一般社団法人山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定
一般社団法人山形県産業廃棄物協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
公益社団法人山形県水質保全協会	災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定
一般社団法人山形県計量協会	災害時における環境調査に関する協定

第4章 災害廃棄物処理

1. 発生量・処理可能量

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、県計画において推計した廃棄物量（発生量が最多となる冬季ケース）を使用する。

表 4-1-1 種類別の災害廃棄物発生量（t）

種類	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震
可燃物	399	3,602	15,474	909
不燃物	399	3,602	15,474	909
コンクリートがら	1,152	10,406	44,702	2,625
金属くず	146	1,321	5,674	333
柱角材	120	1,081	4,642	273
合計	2,216	20,011	85,966	5,049

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

災害廃棄物発生量の推計は、災害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階的に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

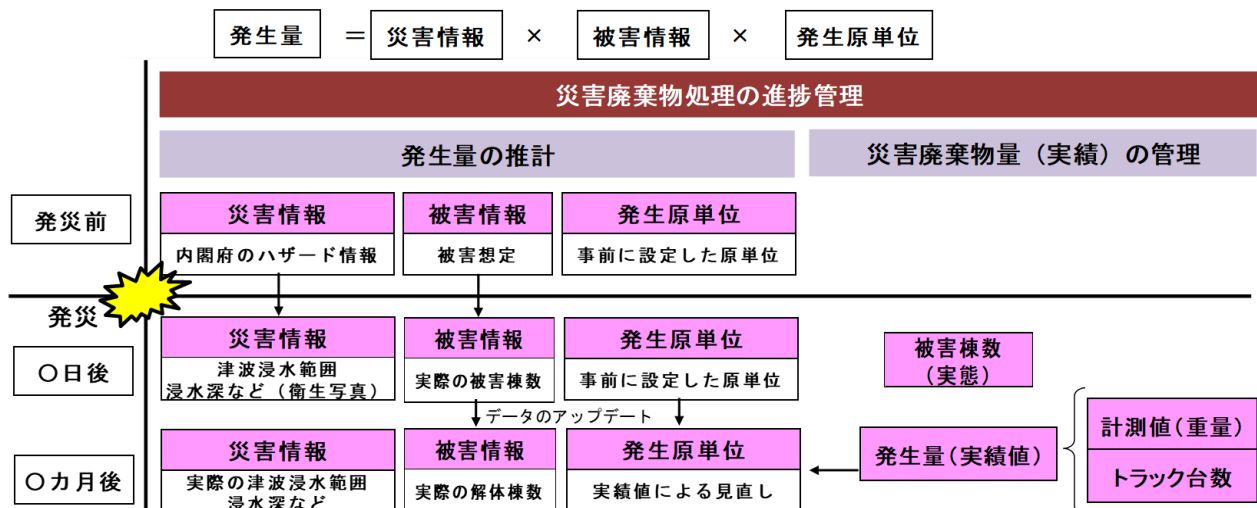


図 4-1-1 発生量の推計方法（例）

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

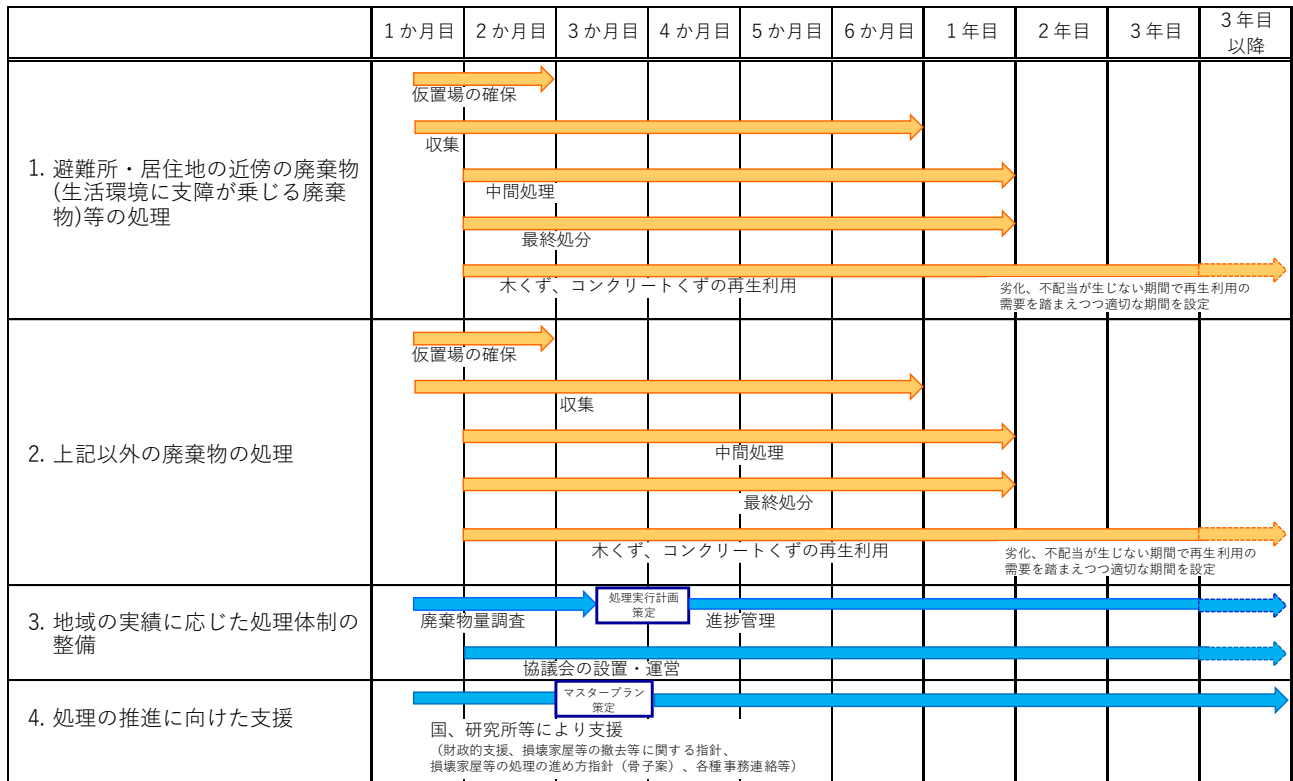


図 4-2-1 災害廃棄物処理スケジュール

3. 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量及び処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な可燃物及び不燃物の量を推計し、地域内の廃棄物処理施設において処分の方法を検討する。地域内の廃棄物処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。

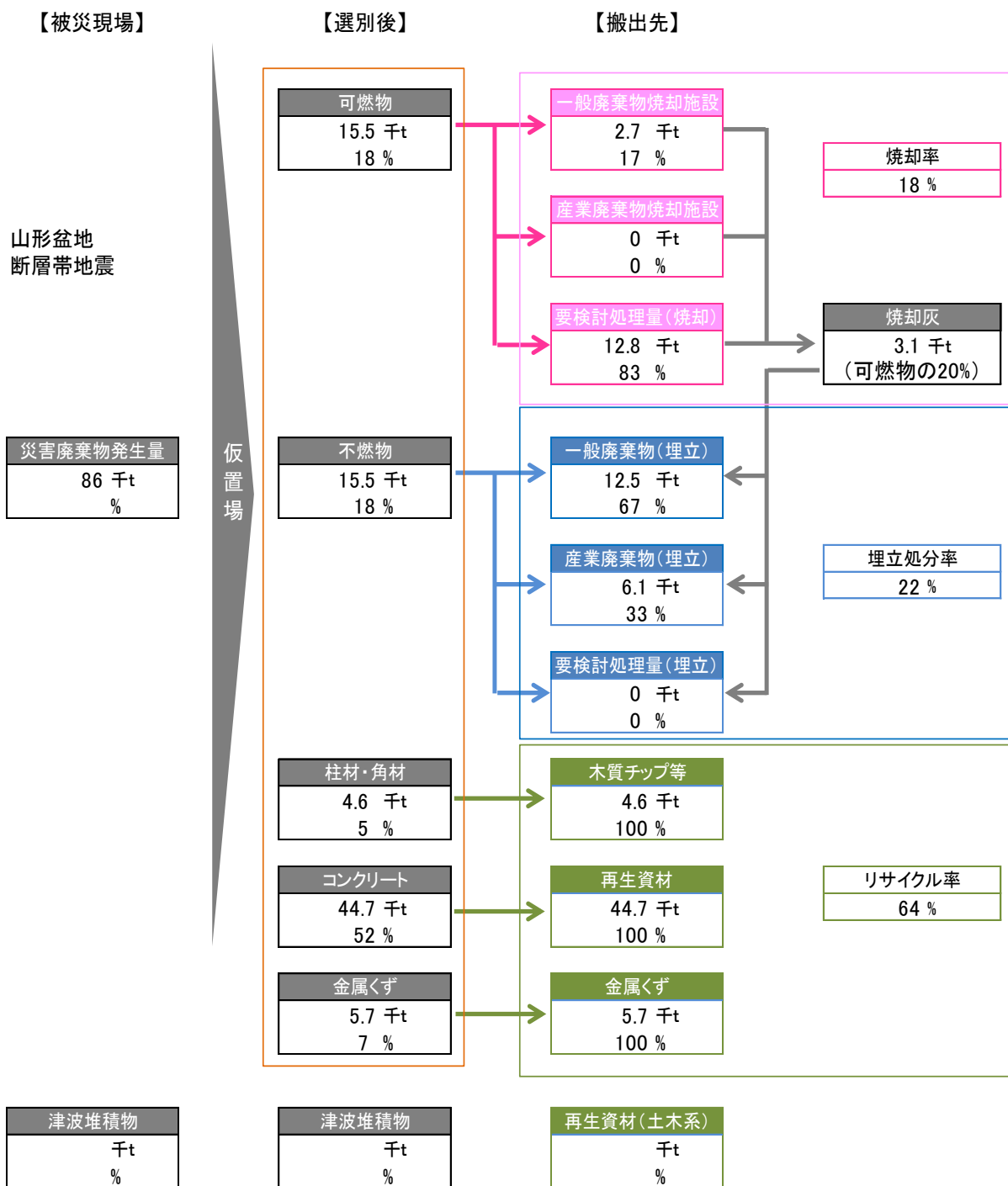


図 4-3-1 災害廃棄物処理フロー (例)

4. 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両（10 t 車）の必要台数について、県計画 P35 に基づき推計した結果は、以下のとおりである。

表 4-4-1 処理主体別収集運搬車両の必要台数

想定災害	合計	処理主体別				
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
山形盆地 断層帯地震	6	1	1	2	1	1

収集運搬には、以下の点に留意する。

表 4-4-2 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	○ 戸別収集又はステーション収集。 （仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。） ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 （道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。）
収集運搬ルート 収集運搬時間	○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 （重機・収集運搬車両など）	○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

5. 仮置場の設置等

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であることから、県計画を参考に選定する。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町村と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。

したがって、できる限り近隣市町村と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（市町村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討する。

また、仮置場の開設時には、自治会、社会福祉協議会と連携しながら、住民へ周知する仮置場の運用ルールやボランティアについて、役割を決め、運用ルールを検討する。

表 4-5-1 水害廃棄物発生量推計結果からみた仮置場必要面積・個所数

大石田町	合計 m ²	発生原単位 C（※A、B、Cのうち最大値のもの）			
		可燃物 m ²	不燃物 m ²	金属くず m ²	仮置場必要数 (箇所)
最上川	8,057	6,271	1,588	198	1
朧気川・丹生川・ 野尻川	143	111	28	4	1
全体	8,181	6,367	1,612	201	1

原単位 A の場合・・・合計面積 4,471 m²

原単位 B の場合・・・合計面積 5,454 m²

※参考 資料編 水害廃棄物発生量推計について（山形県環境科学研究センター）より

第1段階：仮置場候補地の抽出
法律・条例の規制及び規制以外の諸条件によるふるい分け

市町村の全域から、法律・条例により土地利用が規制されている区域や法律・条例による規制はないが、行政施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から選定しないことが望ましい区域を割り出し、仮置場候補地の選定対象外とする。

(1) 法律・条例の規制区域の整理、選定しないことが望ましい区域の整理
(2) 地図情報 (GIS) による整理



第2段階：仮置場候補地の絞り込み
面積、地形等の物理的条件による絞り込み

仮置場整備に必要な面積を確保できるなどの物理的条件から立地候補地を複数箇所抽出する。抽出時には、面積のほか、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮する。また、公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）の利用を基本とする。ただし、公有地で確保できない場合は、私有地も検討する。

(1) 必要面積の確保と地形・地盤等の諸条件
(2) 地図情報 (GIS) による整理



第3段階：仮置場候補地の選定【仮置場候補地の順位付け】
候補地の選定

仮置場候補地に対して、自然環境、周辺環境、運搬効率、用地確保の容易性等から評価項目を設定し、現地を確認するとともに仮置場整備構想案を作成し、総合評価により、仮置場候補地の順位付けを行う。

(1) 仮置場候補地の選定基準の設定
(2) 現地確認と仮置場整備構想案の作成
(3) 総合評価（総合的に点数評価 ⇒ 最終候補地を選定）

仮置場候補地リストの作成例

順位	名称	所在地	用途	留意点
1	○○広場	大石田町●●	一次仮置場	24時間作業可能
2	▲▲学校跡地グラウンド	大石田町△△	一次仮置場	夜間作業不可
3	●●公園	大石田町□□	二次仮置場	夜間作業不可
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

令和2年7月豪雨災害の仮置場（実績）

旧福祉会館跡地（旧役場跡地）	大石田町大字大石田	一次仮置場	1箇所
----------------	-----------	-------	-----

図 4-5-1 仮置場設置可能場所の選定方法

6. 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに県計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用及び処分の手順を定める。災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。

再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所（処理施設の保管場所、資材置場等）を確保する。

表 4-6-1 災害廃棄物の種類ごとの処理事業者（令和2年7月豪雨災害の実績）

災害廃棄物種類	処理区分	事業者名	処理量
可燃物①	焼却処理	環境衛生事業組合	37.34 t
可燃物②	焼却処理	東北クリーン開発㈱	32.49 t
不燃物	選別・破砕、再資源化・埋立	環境衛生事業組合	27.70 t
廃材	選別・破砕、再資源化	環境衛生事業組合	52.78 t
布団	破砕、焼却処理	環境衛生事業組合	7.87 t
畳	破砕、焼却処理	環境衛生事業組合	22.71 t
粗大ごみ	選別・破砕、焼却・再資源化・埋立	環境衛生事業組合	8.86 t
コンクリートがら	破砕、再資源化	(有)北郡リサイクルセンター	0.81 t
柱角材	破砕、再資源化	(有)北郡リサイクルセンター	8.59 t
廃油等	焼却処理、埋立	(株)ミツワ企業	1.42 t
家電4品目	再商品化	一般財団法人家電製品協会	176 台
廃タイヤ	破砕、再資源化	(株)みちのくサービス	386 本
金属くず	有価売却	(株)鈴勇商店	17.61 t
し尿	汚泥再生処理、再資源化	環境衛生事業組合	15.59 t
浄化槽汚泥	汚泥再生処理、再資源化	環境衛生事業組合	42.17 m ³

7. 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場（広域事務組合及び産業廃棄物最終処分場）の確保を行う。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

表 4-7-1 県内の一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立終了 (終了見込)
山形市	山形市上野 最終処分場	不燃・直搬 燃渣・他	山間 自己所有	セル 一部委託	109,983 43,970	506,471 130,971	平 10.4 (未記載)
西村山広域 行政事務組合	第2期大平 埋立処分場	不燃・直搬 燃渣・他	山間 自己所有	セル, サト [△] 委託	58,496 22,400	55,000 44,230	平 28.5 (令 13.3)
東根市外二市 一町共立衛生 処理組合	下釜最終処分場	燃渣・処渣 灰固化物	平地 自己所有	セル 直営	66,700 44,300	195,200 75,148	平 12.4 (平 39.3)
尾花沢市 大石田町環境 衛生事業組合	白鷺埋立地	不燃・燃渣	山間 その他	セル 直営	33,558 6,200	40,746 9,690	平 11.4 (平 26.3)
最上広域市町 村圏事務組合	リサイクルプラザ もがみ最終処分場	不燃・直搬 処渣・燃渣	山間 自己所有	サト [△] 委託	114,250 21,200	197,000 59,722	平 10.4 (平 53.3)
酒田市	新林埋立地	不燃・処渣 粗・他	山間 自己その他	サト [△] 一部委託	79,422 67,996	461,087 48,426	昭 54.12 (未記載)
酒田地区広域 行政組合	最終処分場	不燃・処渣 燃渣	山間 自己所有	セル, サト [△] 委託	137,020 34,000	366,000 73,780	平 3.4 (未記載)
鶴岡市	岡山一般廃棄物 最終処分場	不燃・処渣 燃渣	平地 自己所有	サト [△] 一部委託	105,784 23,400	225,000 11,385	平 9.4 (平 30.3)
置賜広域行政 事務組合	千代田クリーンセ ンター浅川最終処 分場	不燃・処渣 燃渣・他	平地 自己所有	セル, サト [△] 一部委託	83,893 61,070	323,430 28,378	平 5.4 (令 2.3)

出典「令和元年度事業実績」「令和元年度一般廃棄物処理施設実績報告」山形県循環型社会推進課より抜粋

表 4-7-2 県内の産業廃棄物最終処分場一覧

施設名		所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m³)	平成 30 年度末 残余容量(m³)	
安定型最終処分場	1	東北クリーン開発(株)	中山町大字土橋	H12. 2. 28	42, 647	769, 830	32, 592
	2	(株)最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28. 2. 18	48, 000	873, 210	403, 905
	3	(株)荒正	山形市蔵王上野	S59. 8. 23	17, 850	171, 800	0
	4	(有)渡辺商店	米沢市大字赤崩	H2. 3. 1	9, 838	50, 135	20, 708
	計 4 施設				118, 335	1, 864, 975	457, 205
管理型最終処分場	1	ジークライト(株)	米沢市大字板谷	H28. 2. 18	111, 804	4, 120, 082	2, 061, 149
	2	テルス(株)	白鷹町大字栃窪	S54. 11. 17	51, 286	1, 270, 232	223, 355
	3	(株)アシスト	村山市大字富並	H8. 3. 28	45, 800	874, 790	223, 845
	4	(株)荒正	山形市蔵王上野	S62. 4. 7	26, 690	242, 300	6, 100
	5	中央公害清掃(株)第一	山辺町大字北山	S54. 3. 30	8, 449	170, 089	22, 920
	6	中央公害清掃(株)第二	山辺町大字北山	S59. 11. 7	12, 438	230, 848	15, 135
	7	(株)キヨスミ産研	中山町大字土橋	H29. 9. 19	53, 812	746, 638	380, 639
	8	福興プラント建設(株)	米沢市大字板谷	S63. 12. 7	6, 563	77, 437	19, 752
	9	(株)エコス米沢	米沢市大字築沢	H11. 12. 27	31, 680	245, 475	82, 614
	合計 9 施設				348, 522	7, 977, 891	3, 035, 509
処理業者 合計 13 施設				466, 857	9, 842, 866	3, 492, 714	

出典 「平成 30 年度山形県の産業廃棄物処理状況について」 山形県循環型社会推進課より抜粋

8. 広域処理

大石田町近郊の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。

広域的な処理が必要な場合は、県関係市町村と調整する。

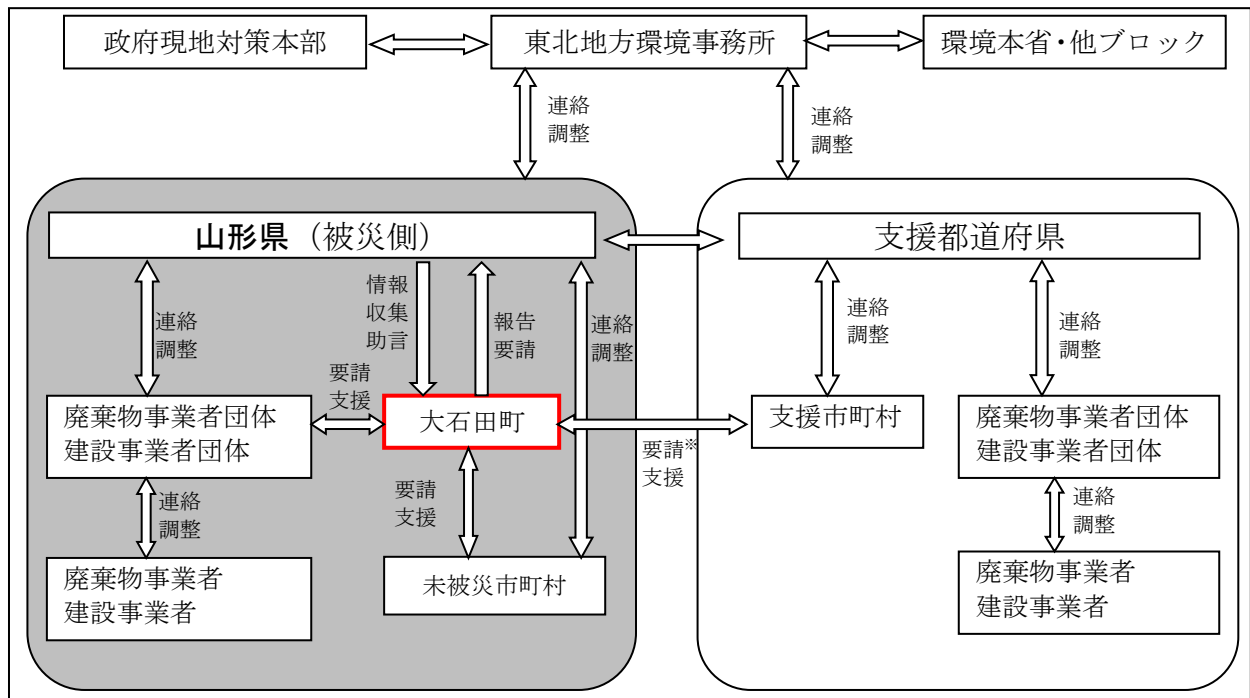


図 4-8-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

9. 種類別災害廃棄物の処理の考え方

大石田町で通常収集・処理を行っていない廃棄物は、予め、県、一部事務組合及び民間事業者と災害時の取扱い方法を協議しておく。

表 4-9-1 種類別災害廃棄物の処理の考え方

種類	処理の考え方
木くず(柱角材)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋の柱や倒木は製紙原料等極力リサイクル材とするよう努める。 ○ その他の合板くずや小片木くずはサーマル原料等により極力リサイクル材とするよう努める。
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 極力土木資材としてリサイクル材とするよう努める。 ○ 路盤材等として公共事業での優先的活用を検討する。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売却を基本とするが、選別が困難であるなどリサイクルできないものは埋立処分となる。
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。 ○ 家具、建具、畳、ふとん等の可燃性粗大ごみ及び可燃性建材等は、破碎処理したうえで焼却処分を基本とし、焼却処理に馴染まないものは埋立処分する。
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破碎して機械選別、磁力選別、手選別により選別し、極力リサイクル材に活用し、残渣は埋立処分する。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみは原則仮置場に搬入しないこととし、畳や食品等腐敗しやすい廃棄物は優先的に処理する。特に夏季は早急に行うこと。
廃家電等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家電リサイクル法対象の4品目は家電リサイクル法に従い、所有者から引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。 ○ 廃家電(家電リサイクル法対象以外)は、できる限りリサイクルすることとし、種類により燃料、エンジンオイルを抜き取り、バッテリーは除去したうえで金属くずは、売却する。その他残渣は、埋立処分とする。
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車リサイクル法に従い、所有者が引取り業者へ引き渡すことを原則とする。
有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿含有廃棄物、PCB含有廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、劇薬・毒物の有害廃棄物等は、所有者が専門業者へ引渡すことを原則とする。
その他適正処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石膏ボードを石膏原料に再利用するには板状であること、製造番号等が認識できることが受入要件であり、仮置場では雨に濡れないように保管すること。 ○ 消火器、ガスボンベ等の危険物は、所有者が専門業者へ引渡すことを原則とする。

表 4-9-2 有害性・危険性のある廃棄物の処理方法例

種類	処理・処分の方法
薬品類	JAや農薬類の販売店やメーカーへ回収や処理を依頼
有機溶剤	販売店やメーカーへ処理を依頼、産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
電池類	リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼
鉱物油	販売店、ガソリンスタンド等へ回収・処理を依頼、産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
消火器	一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理を依頼
アスベスト・アスベスト含有物	回収した廃アスベスト及びアスベスト含有物は、プラスチックバックやフレキシブルコンテナバッグにより二重梱包や固形化による飛散防止措置を行い、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは熔融による無害化处理
PCB含有機器	所有者が判明しているものは町の処理対象物とせず、PCB保管事業者へ引き渡し、所有者不明のものは濃度分析を行い、濃度に応じ適正に処理する。
感染性廃棄物	産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
ガスボンベ	高圧ガスボンベは高圧ガス保安協会へ回収等を依頼し、腐食が進んでいるボンベは残ガス処理、くず化等の処理

出典「山形県災害廃棄物処理計画(山形県 平成 30 年 3 月)」に準じて作成。

10. 住民等への広報等

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。住民に対してはごみの分別徹底、仮置場の設置・運営、便乗ごみの排出防止など(表4-10-1)に示す情報を被災状況に応じて分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、町災害対策本部広報担当と連携し、避難所等掲示板への貼り出し、町ホームページ、メール、SNS、広報車、回覧板、公民館及び避難所等での説明会、メディア等の方法により行う。

なお、災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、時期によって異なるため、それぞれの対応時期に応じた適正な情報の伝達・発信を行い、住民等に不要な混乱を与えないよう迅速に対応する。(表4-10-2)

表 4-10-1 対応時期ごとの情報発信と発信内容

対応時期	発信内容	詳細
初動期	ごみ収集	排出場所、分別方法、収集日時
	し尿収集	し尿・浄化槽の収集体制の変更や仮設トイレの設置場所
	問い合わせ相談窓口	電話、ホームページ情報等
応急対応期	仮置場設置状況	設置場所、分別方法、期間
	有害廃棄物・危険物	排出方法等
	廃家電・PC	排出方法等
	被災家屋の取り扱い	対象物、場所、期間手続き等の具体的な情報
	被災自動車等の確認	所有者確認、場所、期間手続き等の具体的な情報
	廃棄物の適正処理	便乗ごみの排出禁止、不法投棄、不適正処理の禁止
復旧・復興期	処理実行計画	全体フロー、処理・処分先等の最新情報等
	災害廃棄物処理の進捗状況	町全域の進捗状況、今後の計画

表 4-10-2 時期に応じた適正な情報の伝達・発信内容

時期	伝達事項
平常時	災害廃棄物を適正に処理する上での、住民や事業者の理解を醸成する。
初動期、 応急対応期	優先して伝達すべき情報(被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給)の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮し、緊急性を要する情報から順に広報を行う。
復旧・復興期	被災者への情報が不足することでの不安が想定されることから、災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を周知する。

出典：「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月、環境省)に加筆

11. 思い出の品への対応

貴重品・有価物や写真、位牌など所有者にとって価値のある思い出の品等については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため取り扱いに注意し、町は、思い出の品等の取扱いについてルールを定める。

【思い出の品等の取扱いルール(例)】

- ・ 定義 : アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品(財布、通帳、印鑑、貴金属)等
- ・ 基本事項 : 公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡す。
- ・ 回収方法 : 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
- ・ 保管方法 : 泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
- ・ 運営方法 : 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
- ・ 返却方法 : 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

第5章 その他

1. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表 5-1-1 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例(発災時)
大気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理・冷蔵庫内除去 ○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○ 水たまりを埋めて腐敗防止

2. 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の通知を基に対応する。

大石田町が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- 建設課等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取り扱いについては、基本的に所有者の承諾が必要となるため、平常時に定めたルール等に基づき適切に対応する。
 - ※ 原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。
 - ※ 解体撤去の支援については、民間事業者団体と県が締結している協定を利用する。

3. 県への事務委託

大石田町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、大石田町も必要な作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する大石田町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

- ※ 災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。

4. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう研修等を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなど、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別及び仮設施設設置等に係る対応や仮置場の設置、運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位を

定めて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。

- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者や廃棄物処理に携わった職員等が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材確保に努める。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先(仮置場)、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。